

# 第7期あきる野市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度  
(2018年度～2020年度)

【 概要版 】



<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>2</b>
第1節 策定の背景・目的 .....	2
第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進 .....	2
第3節 計画の法的位置付け .....	3
第4節 市の各計画との関連 .....	3
第5節 施策の体系 .....	4
第6節 介護予防・重度化防止等の取組内容 .....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況と課題</b> .....	<b>10</b>
第1節 高齢者を取り巻く現状と推移 .....	10
第2節 あきる野市の高齢者を取り巻く課題 .....	11
<b>第3章 高齢者施策と介護保険事業の基盤</b> .....	<b>12</b>
第1節 日常生活圏域 .....	12
第2節 地域包括支援センター .....	12
第3節 介護基盤の整備 .....	13
<b>第4章 介護保険事業量等の実績と見込み</b> .....	<b>16</b>
第1節 サービス量の実績と見込み .....	16
第2節 地域支援事業の見込み .....	24
<b>第5章 介護保険事業費等の実績と見込み</b> .....	<b>26</b>
第1節 保険給付費の実績と見込み .....	26
第2節 第1号被保険者の介護保険料 .....	30

平成30年3月  
あきる野市

# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1節 策定の背景・目的

高齢者の介護を社会全体で担い、質の高い介護サービスを提供することを目的として、平成 12 年度から始まった介護保険制度は、この 17 年間で、社会に不可欠な仕組みとして定着しました。

今後も高齢化が進行する中で、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加とともに、要介護認定者の重度化、介護者の高齢化や負担の増大は大きな問題となっていきます。このような情勢の中で、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域が連携して高齢者を支えるとともに、必要に応じて、高齢者福祉サービスや介護サービスなどを効果的に活用できるような社会を築くことが重要です。

今後、団塊の世代<sup>※1</sup>が全て 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）に向けて、住まい、医療、介護、予防、生活支援など、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者をサポートする、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を図ることが不可欠となっています。

また、健康づくりや生きがいがづくりの充実など、いかに心身の健康を維持するかといった予防的支援や地域共生社会<sup>※2</sup>の実現に向けた取組を推進することも重要となっています。

市では、平成 27 年 3 月に「第 6 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の構築に向けた取組や、予防を重視した高齢者保健福祉施策の推進を図ってきました。

今後も、こうした高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的として、平成 30 年度から平成 32 年度までの施策を明らかにし、「第 7 期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

## 第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進

第 7 期事業計画では、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に取り組むとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮しつつ、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようサービスの種類を増やすなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。

また、支援を必要とする方が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者、関係機関との連携等により解決が図られるよう、地域共生社会の実現を目指していきます。

※1：第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。昭和 22 年から昭和 24 年（1947 年～1949 年）頃までに生まれた人々のこと。

※2：子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が生き生きと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのこと。

※3：高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが、切れ目なく提供されるシステムのこと。第 7 期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が重要視されている。

### 第3節 計画の法的位置付け

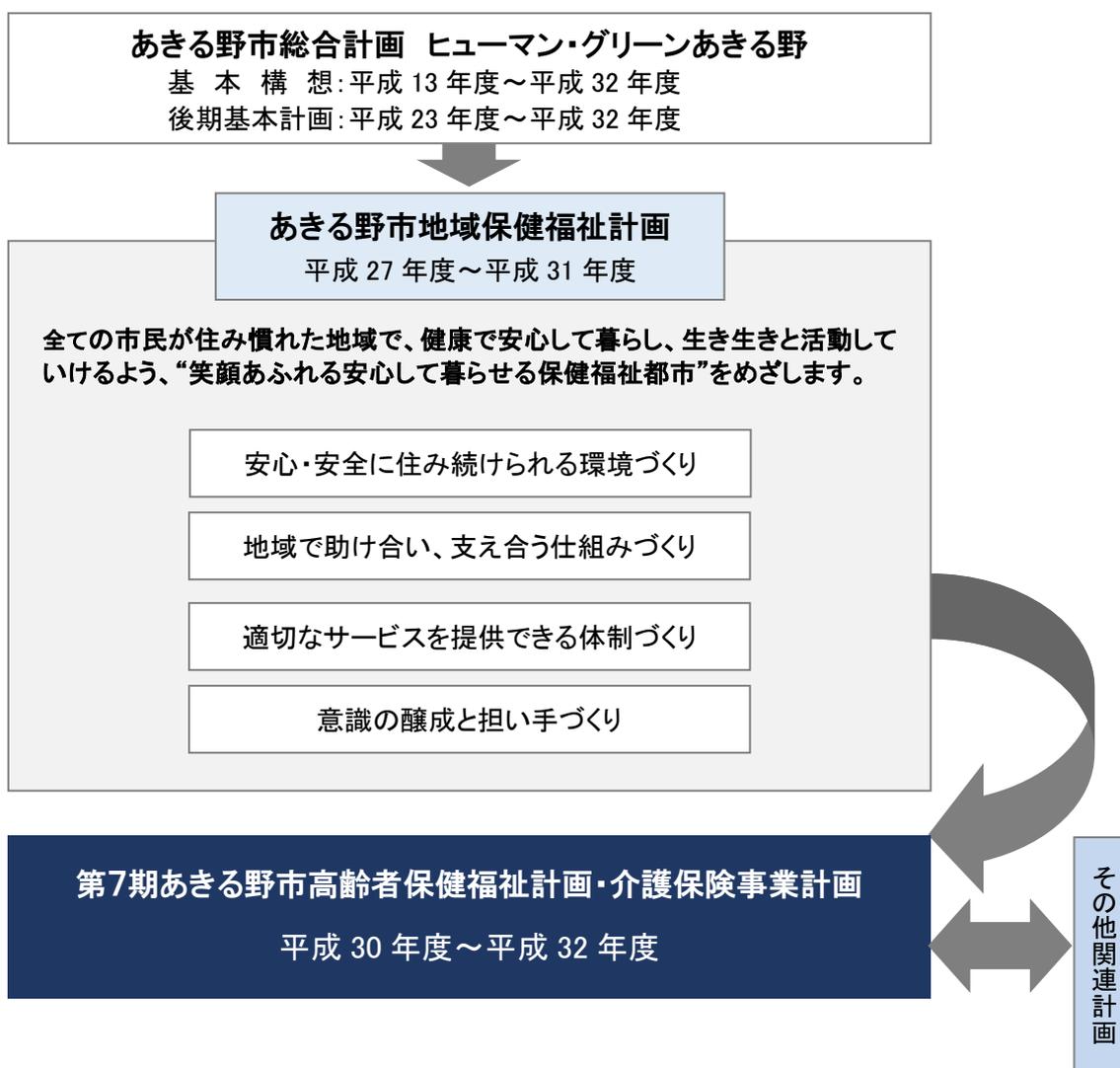
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8（市町村老人福祉計画）の規定に基づき、高齢者施策に関する基本的な目標を設定し、取り組むべき施策全般を定めるものです。また、介護保険法第 117 条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、要支援・要介護認定者や介護保険サービス量、介護保険事業量等の見込み等を定めるものです。

市では、高齢者施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定します。

### 第4節 市の各計画との関連

本計画は、国・都の関連計画を考慮するとともに、「あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーンあきる野」を基盤として、市の地域保健福祉に関連する計画やその他関連計画との整合を図りつつ策定しています。

#### ◆各計画との関連図



## 第5節 施策の体系

本計画は、次の体系で構成しています。

### 《 将来目標 》

笑顔あふれる 安心して暮らせる  
保健福祉都市をめざして  
～地域包括ケアシステムの深化・推進を図り  
高齢者が安心して生活できる福祉の充実～

### 《 基本理念 》

<b>理念1</b> 介護給付等対象サービスの充実、強化及びサービスの質の向上	<b>理念2</b> 在宅医療と介護の連携による継続的な支援体制の構築	<b>理念3</b> 保健福祉サービス体制の整備による予防と自立支援・重度化防止	<b>理念4</b> 日常生活を支援する体制の整備
--	--	---	------------------------------

### 《 基本目標 》

目標1 健康づくりと介護予防の推進

目標2 多様な社会参加・生きがいの促進

目標3 高齢者の自立的な暮らしの支援

目標4 高齢者や介護者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

## 第6節 介護予防・重度化防止等の取組内容

第7期介護保険事業計画の策定に当たり、市町村は、介護予防・重度化防止等の取組を推進するため、自立支援等施策及びその目標に関する事項を記載し、その実施状況及び達成状況に関する評価を行うこととなりました。本市においては、次の項目について設定し、評価を行うこととします。

### 1 P D C A サイクル<sup>※4</sup>の活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

取組内容	目標に関する事項
地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。	他保険者比較により本市の特徴を把握し、介護保険推進委員会で示す。
日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。	日常生活圏域ごとに65歳以上人口を把握し、介護保険推進委員会で示す。
2025年度における要介護者数・要支援者数等の将来推計を実施しているか。	前・後期高齢者別、要介護度別の人数及び認定率を推計し、介護保険推進委員会で示す。
介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。	平成30年度に施策を検討及び決定する。
人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。	施策を検討後、取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行う。
地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。	都の医療計画を踏まえ、介護サービスに移行する量の見込みを介護保険事業計画に反映させる。
認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング（点検）しているか。	介護保険事業状況報告を通して毎月モニタリングする。
介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。	介護保険推進委員会において評価・分析を行い、改善に向けた検討を行う。

### 2 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

#### (1) 地域密着型サービス

取組内容	目標に関する事項
地域密着型サービスの利用状況のモニタリングや情報収集を行っているか。	利用状況のモニタリングを行うほか、運営推進会議等で管理者等から情報収集を行う。
地域密着型サービス事業所の運営状況を、運営協議会等で点検しているか。	地域包括支援センター運営協議会等で利用状況や運営状況を点検する。
所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回以上の割合で実地指導を実施しているか。	指定有効期間中に1回以上実地指導を実施する。

※4：PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

取組内容	目標に関する事項
地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	医療・介護連携支援センターと連携しながら、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行う。

## (2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

取組内容	目標に関する事項
保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。	平成30年度に基本方針を策定し、介護支援専門員に伝える。
介護サービス事業所の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	介護支援専門員の資質向上に資する研修を実施する。

## (3) 地域包括支援センター

取組内容	目標に関する事項
地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	3職種を配置するよう指導し、平成32年度までに義務付けを目指す。
地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）一人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）はどのようになっているか。	日常生活圏域ごとの65歳以上の人口を把握することに併せ、3職種1人当たりの高齢者数を把握する。
地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	はつらつ連絡会において、保険者と協議・報告の場を設ける。
介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	介護サービス情報公表システムに公表する。
毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	包括の運営方針を作成し、運協において検討し改善を図る。
地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	包括が作成する介護支援専門員の研修計画（案）等を市と包括が協議の上、決定する。
介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	包括職員が事業者連居宅部会へ参加し、意見交換を行う。
管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	事業実績報告において、相談事例の内容の整理等を行い、経年的に件数を把握する。
地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	地域ケア個別会議（専門員相談会）開催のお知らせに、地域ケア会議の位置付け、アドバイザー及び年間計画を掲載する。
地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	リハ職が参画する地域ケア個別会議を実施し、自立支援・重度化防止に努める。
個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。	年間24件以上の個別事例を検討する。
地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	モニタリングの仕組みを構築し、必要に応じて実行する。

取組内容	目標に関する事項
複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	地域の課題発見シートを作成し、運協（地域ケア推進会議）に提言する。
地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	会議録等を作成し、構成員で共有する。

#### （４）在宅医療・介護連携

取組内容	目標に関する事項
地域の医療・介護関係者等が参画する会議において検討された在宅医療・介護連携の対応策が具体化されているか。	医療・介護連携検討委員会で検討された在宅医療・介護連携の対応策を具体化する。
医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。	在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けた取組内容を医療・介護連携検討委員会で検討し、具体化するとともに、実施状況を検証し改善を行う。
医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	医療・介護連携検討委員会において、情報共有ツールについて検討し、整備するとともに、普及について具体的に取組を行う。
地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	医療・介護地域連携支援センターに設置する相談窓口に寄せられる相談内容を医療・介護連携検討委員会に報告し、必要に応じ協議する。
医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催または開催支援しているか。	医療・介護地域連携支援センターが主催する研修会等を支援する。
居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。	取得率を調査し、状況を把握する。

#### （５）認知症総合支援

取組内容	目標に関する事項
認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を計画的に設置するとともに、認知症ケアの向上のための取組、市民後見人の育成、支援組織の体制整備、認知症サポーターの養成・普及その他市町村が行う認知症の方とその家族への支援に関する取組について検討する。
認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。	はつらつ連絡会において、支援チームと推進員が定期的に情報連携を行える体制を構築する。
医師会等の医療関係団体と、認知症のおそれがある方に対して、かかりつけ医が認知症疾患医療センター <sup>※5</sup> 等専門医療機関と連携して早期診断・早期対応につなげる体制を構築しているか。	認知症疾患医療センターと連携し、医師会や医療機関に対し、センターの役割を周知するとともに、早期診断・早期対応につなげるための具体的な取組を検討する。

※5：地域の認知症に係る医療・介護の連携の推進役となる医療センターのこと。二次保健医療圏に1か所整備されている。認知症と身体症状の双方に切れ目のない医療支援体制を構築し、地域との連携体制に積極的に取り組む必要がある。

取組内容	目標に関する事項
認知症支援に関する介護保険外サービスの整備、認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成を行っているか。	認知症サポーターステップアップ講座を年2回以上実施する。

## (6) 介護予防／日常生活支援

取組内容	目標に関する事項
介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者に対して周知を行っているか。	市ホームページへの掲載、リーフレットの作成に加え、介護教室や事業者説明会等により周知を行う。
介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。	多様なサービス等の整備に向けた取組として、サービス見込量を推計し、必要なサービスの種類や量を確保する。
介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーター※6や協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。	生活支援コーディネーターと定期的に情報交換を行うとともに、協議体において協議等を行う。
高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設するために具体的な取組を行っているか。	生活支援サービスを創設するため、生活支援コーディネーターと定期的な意見交換や協議体を開催する。
介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か。	住民主体の通いの場への参加者数を調査し、把握する。
地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	生活支援コーディネーターに地域の社会資源を提供し、生活支援コーディネーターが作成する資源マップを包括等へ配布するなど、情報提供する。
地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場に関与する場を設けているか。	介護予防の場に関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
住民が自ら積極的に通いの場等に参加する等、介護予防活動への参加を促進する取組を推進しているか。	介護予防リーダー育成講習会を年1回以上実施するとともに、介護予防リーダーの活動を支援する。また、社会参加プログラムや生活支援コーディネーターが作成した資源マップを周知する。

## (7) 生活支援体制の整備

取組内容	目標に関する事項
生活支援コーディネーターに対して市としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	活動方針等を提示し、生活支援コーディネーターを支援する。
生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	地域ニーズや地域の資源を把握しマップ化するとともに、協議体において地域の課題等を報告する。

※6：生活支援コーディネーターは「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、協議体と協力しながら、自分たちのまちをより良くしていくために、地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役のこと。

取組内容	目標に関する事項
協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	協議体において、生活支援コーディネーターが把握した地域ニーズや地域資源等を基に地域資源の開発に向けた検討を行う。
生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）をするために具体的な取組が行われているか。	生活支援コーディネーターが把握した高齢者ニーズや地域資源等を参考に資源の開発を行うため、生活支援コーディネーターと定期的な協議や協議体を開催する。

### （8）要介護状態の維持・改善の状況等

取組内容	目標に関する事項
一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。	基準時間を分析できるように研究する。
一定期間における、要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。	申請区分別の介護度の変化を分析し、特徴を把握する。

## 3 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

### （1）介護給付の適正化

取組内容	目標に関する事項
介護給付の適正化事業の主要5事業（認定調査状況のチェック、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）のうち、3事業以上を実施しているか。	3事業以上実施する。
ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	地域包括支援センター等の主任介護支援専門員とともにケアプラン点検を年1事業所以上実施する。
医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	職員に東京都国民健康保険団体連合会の研修を受講させ、実施する。
福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	福祉用具の利用の際に、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。	住宅改修の利用の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職が関与する場を検討するとともに、関与する仕組みを設ける。
給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	給付実績を把握し、必要に応じて介護給付適正化を図る。

### （2）介護人材の確保

取組内容	目標に関する事項
必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業などの実施に取り組む。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況と課題

### 第1節 高齢者を取り巻く現状と推移

#### 1 人口の推移・推計

##### (1) 高齢者人口の推移・推計

高齢者人口の推移は、平成24年から平成29年にかけて、全体で3,168人増加しており、そのうち前期高齢者は572人、後期高齢者は2,596人の増加となっています。

平成30年から平成37年にかけての推計は、高齢者全体で289人の増加が見込まれますが、前期高齢者は2,345人の減少、後期高齢者は2,634人の増加が見込まれます。

##### (2) 要介護（要支援）認定者数の推移・推計

認定者数は、平成24年から平成29年にかけて、第1号被保険者、第2号被保険者<sup>※7</sup>ともに増加しています。また、認定者の約8割が75歳以上となっています。

平成30年から平成37年にかけての推計についても、第1号被保険者、第2号被保険者ともに増加傾向となっています。

#### ◆ 第1号・第2号被保険者の認定者数の推移

	H24年 2012年	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年
第1号被保険者	2,325	2,570	2,762	2,969	3,059	3,240
65～74歳	334	366	390	420	396	409
75歳以上	1,991	2,204	2,372	2,549	2,663	2,831
第2号被保険者	82	84	84	94	92	87
合計	2,407	2,654	2,846	3,063	3,151	3,327

※：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

#### ◆ 第1号・第2号被保険者の認定者数の推計

	H30年 2018年	H31年 2019年	H32年 2020年	H37年 2025年
第1号被保険者	3,305	3,430	3,541	4,123
65～74歳	412	409	400	326
75歳以上	2,893	3,021	3,141	3,797
第2号被保険者	82	88	95	100
合計	3,387	3,518	3,636	4,223

※：市の推計による

※7：第1号被保険者は、区市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方のこと。第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者のこと。

## 第2節 あきる野市の高齢者を取り巻く課題

アンケート調査結果等から、本市の高齢者を取り巻く主な課題を次のとおりまとめました。

### 課題1：健康づくりと介護予防・重度化防止の充実

今後、本市においても高齢化率の上昇が見込まれています。その中で、高齢者一人ひとりが、健康で生きがいをもって暮らすためには、心身の健康づくりや介護予防に日常的に取り組むことが重要です。

ニーズ調査では、8割の方が健康状態は『良い』と感じていますが、高血圧をはじめとする何らかの病気等を抱え、約2割の方がこの1年間に転倒を経験し、約4割の方が転倒の不安を感じています。また、約3割の方がこの1か月に気分が沈んだりする気持ちになっています。

在宅介護実態調査では、約3割が介護保険サービス以外の支援・サービスを、約1割が訪問診療を利用しています。

今後は、日頃から取り組める心身の健康づくり活動や人と人のつながりを通じて介護予防が図れる地域づくりを推進するとともに、高齢者一人ひとりの状況に応じた適切な健康相談、健康指導を始めとする健康づくりへの支援、また、各種介護予防事業の充実や重度化防止を図ることが課題です。

### 課題2：多様な社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者が身近な方と会話をし、趣味の時間を楽しむ、また特技を生かした活動に取り組むことは、生きがいを感じる大きな要素です。

ニーズ調査の外出については、14.0%の方が外出を控え、その理由としては約5割の方が足腰などの痛み、約2割の方が交通手段がないと回答しています。趣味の有無については、約8割があると回答し、その内訳で一番多いのはスポーツ活動となっています。

今後は、高齢者が近所の方と交流する機会づくりを進めるとともに、気軽に外出できる環境整備や高齢者自身が地域で支援が必要な高齢者の支え手となるなど、高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進が課題です。

### 課題3：介護者を支える仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活していくためには、介護者を支える仕組みづくりが重要になってきます。

主な介護者について、ニーズ調査では配偶者が約4割、在宅介護実態調査では子どもが約5割となっています。在宅介護実態調査から介護者の年齢は50代以上が8割以上を占め、介護者も高い年代であることがわかります。過去1年の介護離職の割合は約1割となっています。

今後は高齢化する介護者の負担を軽減するための取組の充実を図ることが求められ、介護離職にならないように支援することが必要となってきます。

### 課題4：高齢者を地域ぐるみで支える仕組みづくり

高齢化の進展に伴い、認知症の方や身体機能の低下が見られる方の増加が見込まれ、地域の方の見守りや手助けが一層重要となってきます。

ニーズ調査では、3割以上の方が物忘れが多いと感じています。また、一人でできない、できるけどしていない動作として、自分で食事を用意することの割合が最も高く、次いで請求書の支払いをすること、預貯金の出し入れをすること、日常の買い物、外出と続いています。

今後は、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等が連携して、認知症などで手助けを必要とする高齢者を地域全体で見守り、支える仕組み（地域包括ケアシステム）をさらに推進し、深化していくことが重要です。また、成年後見制度<sup>※8</sup>の周知や活用等も求められます。

<sup>※8</sup>：認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など精神上の障害によって判断能力が十分でない方が、財産管理や身上監護（生活について配慮すること）について不利益を被らないように、一定の決められた方が保護・援助する制度のこと。家庭裁判所に申立てすることにより選任される。

## 第3章 高齢者施策と介護保険事業の基盤

### 第1節 日常生活圏域

第7期計画における日常生活圏域については、本市の現状と地域性を考慮し、旧町村である7つの地域を基準として、充実した地域包括ケアシステムが構築できる地域として、3つの日常生活圏域を設定しています。

	合計	西部地域	中部地域	東部地域
人口	81,133 人	21,266 人	33,780 人	26,087 人
高齢者人口	23,449 人	6,920 人	9,118 人	7,411 人
高齢化率	28.9%	32.5%	27.0%	28.4%
認定者数	3,176 人	1,006 人	1,249 人	921 人
地域包括支援センター		五日市 はつらつセンター	高齢者はつらつセンター	

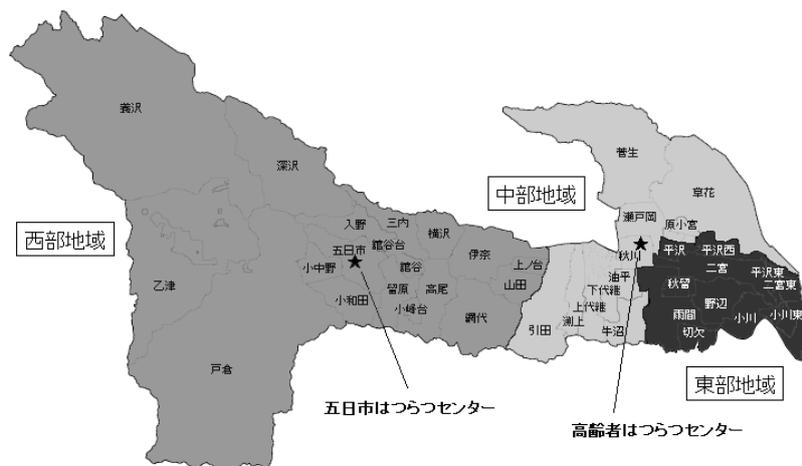
※：認定者数に住所地特例者は含みません。（平成29年10月1日現在）

※：西部地域・・・増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区

※：中部地域・・・多西地区、西秋留地区及び秋川駅とその周辺地区

※：東部地域・・・東秋留地区

#### ■ 日常生活圏域



### 第2節 地域包括支援センター

#### 1 地域包括支援センターの充実

##### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは「必要な支援を包括的に確保する」という理念のもと、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立つ地域包括ケアシステムにおける中核的な機関です。このため、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要です。

今後、地域の実情に合わせ、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、地域ケア会議等の取組を推進し、機能の充実を図ります。

## ■ 地域包括支援センターの主な役割

①	②	③	④	⑤
介護予防 ケアマネジメント	総合相談支援	権利擁護業務	ケアマネジメント※9 支援	地域ケア会議の 開催

### (2) 地域包括支援センターの運営

本市では現在「高齢者はつらつセンター」「五日市はつらつセンター」の2つの地域包括支援センターが運営されています。第7期事業計画期間中に東部地域に1か所新設し、3つの地域包括支援センター体制とします。

名称	担当地区	所在地	直通電話
高齢者はつらつセンター	東部地域・中部地域 (旧秋川市の地域)	あきる野市秋川 5-1-8 あきる台在宅医療福祉センター 2階	550-6101
五日市はつらつセンター	西部地域 (旧五日市町の地域)	あきる野市五日市 411 五日市出張所 1階	569-8108

## 第3節 介護基盤の整備

### 1 地域密着型サービス

#### (1) 地域密着型サービスの整備及び利用者数

要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域で生活を継続するためには、地域密着型サービスの果たす役割は重要であり、地域包括ケアシステムを構築するためにも、地域の実情に応じた整備が必要となります。

平成27年度に3サービス、3事業所が新たに開設され、現在のところ、既存のサービスを含め、5サービス、16事業所が整備されています。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においては、一部のサービスを除き、原則的に新たな地域密着型サービスの整備は行わないこととします。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うものですが、市内には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所はありません。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

※9：援助を必要としている方に対して、地域の様々な社会資源を活用し、サービス等を提供することにより、ニーズを満たすようにする援助の手法のこと。

## ②夜間対応型訪問介護

事前登録をした利用者に、夜間を含めた定期巡回と通報による随時のサービスを提供するものですが、市内には、夜間対応型訪問介護の事業所はありません。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、整備は行わないこととします。

## ③地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（定員18人以下）については、平成28年4月に地域密着型通所介護に移行しました。

また、本市の日常生活圏域により、通所介護事業所数に偏りがあることから、需要の動向や参入事業者の動向を注視していきます。

## ④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

市内には、認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）事業所が1か所あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

## ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

市内には、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においては、利用状況や運営状況を検証し、今後の需要の動向を踏まえ、整備の必要性を検討していきます。

## ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

市内には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が、3事業所・45床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

## ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模有料老人ホーム）

市内には、特定施設入居者生活介護（通常の有料老人ホーム）が3施設・102床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

## ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

市内には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）事業所が1か所あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

## ⑨看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するものですが、市内には、看護小規模多機能型居宅介護の事業所はありません。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においては、需要の動向や参入事業者の動向を踏まえ、整備の必要性を検討していきます。

## 2 施設サービス

施設サービスについては、既存施設のほか、近隣市町村に複数の新たな施設が開設されるなど、利用者の選択肢は拡大している状況です。

### ①介護老人福祉施設

市内には、定員100人前後の介護老人福祉施設（大規模特別養護老人ホーム）が13施設・1,300床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

### ②介護老人保健施設

市内には、介護老人保健施設が、2施設・151床あります。また、平成30年度に1施設150床開設する予定です。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

### ③介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設については、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針のもと、平成30年3月末に廃止される予定です。経過措置として、6年後の平成36年3月末までの移行期間があり、介護療養病床の受け皿である介護医療院へ転換し、廃止されることになっています。

このため、原則、新たな整備は行わないこととします。

### ④特定施設等

市内には、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）が3施設・102床、軽費老人ホーム（ケアハウス）が2施設・98床、住宅型有料老人ホームが1施設・15床あります。

第6期介護保険事業計画を踏まえ検討した結果、第7期介護保険事業計画期間中においても、原則、新たな整備は行わないこととします。

## 第4章 介護保険事業量等の実績と見込み

### 第1節 サービス量の実績と見込み

#### 1 介護保険事業のサービス体系

介護保険制度に基づくサービスと事業は、大きく分けると保険給付サービスと地域支援事業の2つになります。

##### (1) 保険給付サービス

保険給付は、要介護（要介護1～5）者を対象とする介護給付サービスと、要支援（要支援1・2）者を対象とする予防給付サービスがあります。

介護給付サービス	予防給付サービス
居宅サービス	介護予防居宅サービス
訪問介護	
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導
通所介護	
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
住宅改修	介護予防住宅改修
居宅介護支援	介護予防支援
地域密着型サービス	地域密着型介護予防サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
施設サービス	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設（介護医療院）	

※：予防給付のうち、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、第6計画期間中に地域支援事業へ移行しています。また、移行した訪問型サービス、通所型サービスのみの利用の場合、「介護予防支援」から地域支援事業の「介護予防ケアマネジメント」に移行しています。

## (2) 地域支援事業

保険給付サービス以外の事業として位置付けられている地域支援事業には、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）として、介護予防に重点を置いた多様な主体による取組が加わり、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の3事業があります。

地域支援事業	
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	
	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問型サービス（第1号訪問事業）
	通所型サービス（第1号通所事業）
	その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
	一般介護予防事業
	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業
	地域介護予防活動支援事業
	一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業	
包括的支援事業	
総合相談支援事業	
権利擁護事業	
包括的・継続的ケアマネジメント事業	
医療・介護連携事業	
日常生活支援体制の整備	
認知症施策の推進	
任意事業	
介護給付適正化事業	
	家族介護支援事業
	家族介護教室
	家族介護継続支援事業
	その他事業
	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	地域自立支援事業
	その他事業

## 2 サービス利用量の実績と見込み

### (1) 居宅サービス・介護予防居宅サービス

#### ① 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、入浴・食事等の介護など日常生活上の支援を行います。介護予防訪問介護は、第6期計画期間中に地域支援事業へ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	3,913	3,981	4,360	4,800	5,076	5,316	6,528
	回/年	66,627	70,315	72,974	81,048	86,220	90,252	114,864
予防	人/年	1,289	1,190	890	-	-	-	-

## ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、浴槽を家庭にもち込み、入浴の介助を行います。基本的には重度認定者を中心に提供されるサービスです。疾病などの理由により、一部軽度者の利用もあります。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	574	562	526	576	624	648	864
	回/年	3,037	2,795	2,694	2,952	3,204	3,324	4,428
予防	人/年	0	0	0	0	0	0	0

## ③ 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示の下、看護師や理学療法士<sup>※10</sup>、作業療法士<sup>※11</sup>などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	1,708	1,985	2,136	2,364	2,544	2,712	3,444
	回/年	13,118	12,746	12,198	15,360	16,536	17,646	22,494
予防	人/年	119	119	150	192	204	204	240
	回/年	562	574	802	1,002	1,074	1,074	1,260

## ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示の下、理学療法士、作業療法士などが要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	1,618	1,724	1,906	2,208	2,304	2,376	2,976
	回/年	20,293	20,984	24,076	28,950	30,216	31,158	38,964
予防	人/年	242	273	250	288	300	300	348
	回/年	2,754	3,080	2,788	3,306	3,450	3,450	3,996

※10：PT（Physical Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、体操、マッサージ、温熱療法、電気療法、スポーツなど物理的な施術を通じて、身体や精神に障がいのある方にリハビリテーションを行う。

※11：OT（Occupational Therapist）のこと。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示により、手芸、歌、ゲームなどの作業療法を通じて、身体や精神に障がいのある人にリハビリテーションを行う。

### ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが通院困難な要介護（要支援）認定者の居宅を訪問し、一定期間にわたり療養上の管理や指導を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	2,296	2,862	3,052	3,360	3,516	3,624	4,596
予防	人/年	134	220	196	216	228	228	264

### ⑥ 通所介護・介護予防通所介護

要介護（要支援）認定者が介護施設等に通い、一定期間にわたり入浴・食事等の介護などを受けるとともに、レクリエーションや日常生活訓練などの機能訓練を行います。

介護予防通所介護は、第6期計画期間中に地域支援事業へ移行しています。また、通所介護事業所のうち小規模な事業所は平成28年4月から地域密着型サービスへ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	6,335	5,002	5,002	5,616	5,964	6,300	7,668
	回/年	61,658	48,571	49,594	56,501	60,191	63,703	78,118
予防	人/年	1,447	1,770	1,452	-	-	-	-

### ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

要介護（要支援）認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、一定期間にわたり医師の指示により理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	5,201	5,152	5,320	5,952	6,144	6,348	7,740
	回/年	43,639	43,402	45,742	50,392	52,040	53,767	65,726
予防	人/年	1,294	1,133	1,066	1,200	1,248	1,284	1,464

### ⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・食事等の介護と日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	1,619	1,543	1,638	1,800	1,860	1,932	2,496
	日/年	14,649	13,912	14,956	16,122	16,668	17,316	22,290
予防	人/年	31	18	28	36	36	36	60
	日/年	118	79	100	126	126	126	186

### ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

利用者の心身の状況や介護者の負担軽減等を図るため、要介護（要支援）認定者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護及び医学的管理の下で、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の援助と機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	309	290	296	372	384	384	504
	日/年	2,236	2,039	2,088	2,724	2,844	2,844	3,744
予防	人/年	2	1	6	3	3	3	3
	日/年	9	5	14	10	10	10	10

### ⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している要介護（要支援）認定者に対し、特定施設サービス計画に基づいて、一定期間にわたり入浴・食事等の介護、日常生活上の援助、機能訓練、療養上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	518	630	672	684	732	768	1,092
予防	人/年	110	120	114	132	144	168	240

### ⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

介護予防の促進や要介護（要支援）認定者の日常生活の自立を助けることを目的として、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与します。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	8,303	8,946	9,702	10,332	10,716	11,016	13,728
予防	人/年	1,107	1,248	1,344	1,440	1,500	1,536	1,764

### ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費の一部を支給します。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	199	169	264	264	264	264	336
予防	人/年	41	35	24	60	60	60	84

## (2) 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の訪問対応を行うサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

### ② 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、随時の訪問介護サービス、通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0
	回/年	0	0	0	0	0	0	0

### ③ 地域密着型通所介護

小規模の通所介護は、平成28年4月に地域密着型サービスへ移行しました。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	0	2,205	2,442	2,796	3,000	3,192	3,888
	回/年	0	19,306	21,898	25,481	27,490	29,246	36,072

### ④ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方について、介護施設等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助を受けるとともに、機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護	人/年	306	299	268	324	324	324	432
	回/年	2,946	2,899	2,258	2,964	2,964	2,964	3,960
予防	人/年	2	0	0	0	0	0	0
	回/年	14	0	0	0	0	0	0

### ⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所介護を基本として、利用者の様態や希望に応じて、随時、訪問介護や泊まりのできる機能を併せもつことにより、在宅での生活を支援するサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	28	198	190	192	204	204	252
予防	人/年	10	43	48	60	60	60	72

### ⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

要介護（要支援）認定者のうち認知症の方（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	299	348	386	456	492	516	516
予防	人/年	0	0	2	12	12	24	24

### ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

地域密着型介護老人福祉施設は、定員 30 人未満の小規模特別養護老人ホームで、圏域内の利用者を中心に入所サービスを提供する施設です。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	344	352	356	348	348	348	348

### ⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年	H28年度 2016年	H29年度 2017年	H30年度 2018年	H31年度 2019年	H32年度 2020年	H37年度 2025年
介護	人/年	0	0	0	0	0	0	0

### (3) 住宅改修・介護予防住宅改修及び居宅介護支援・介護予防支援

#### ①住宅改修・介護予防住宅改修

居宅での自立した生活や介護を支援するため、必要となる手すりの取付け、段差解消等の工事が支給対象となります。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	202	161	180	204	216	216	276
予防	人/年	57	64	36	84	84	84	108

#### ②居宅介護支援・介護予防支援

利用者のアセスメント<sup>※12</sup>などの居宅サービス計画、介護サービス計画（ケアプラン）の作成に関わる業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	14,960	15,424	16,266	16,752	17,328	17,856	21,852
予防	人/年	3,978	4,110	3,802	3,732	3,888	3,984	4,584

### (4) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	5,880	5,701	5,716	5,880	5,952	6,036	6,096

#### ②介護老人保健施設

介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の援助を行います。

		第6期			第7期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
介護	人/年	2,768	3,065	3,126	3,276	3,636	3,996	4,200

※12：初期評価、事前評価及び再評価。福祉分野においては、介護や援助を受けている対象者の状態や容態を評価することを指す。ケアプランの定期的な見直しに伴って行われる諸手続のこと。

### ③介護療養型医療施設及び介護医療院

介護療養型医療施設は、医療・介護の提供体制の一体的な整備等の方針の下、平成 30 年 3 月末に廃止する予定です。経過措置として 6 年後の平成 36 年 3 月末までは移行期間となります。介護医療院は、介護療養病床の新しい受け皿となる新しい介護保険施設です。

介護医療院に入所する要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、生活の場、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供し、ターミナル<sup>※13</sup>や看取りにも対応します。

		第 6 期			第 7 期			推計
		実績		見込み	推計			
		H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H37 年度 2025 年度
介護	人/年	516	589	700	732	732	732	732

## 第2節 地域支援事業の見込み

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を一体的に行う事業です。

地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、包括的支援事業及び任意事業の 3 事業からなります。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

総合事業は、地域包括支援センターや市町村窓口において生活の困りごと等の相談をした高齢者に対して、要支援認定や基本チェックリストを実施し、利用すべきサービスの区分を行い、総合事業のみの利用者には、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを実施します。総合事業のサービスである通所型サービス等の見込み数は以下のとおりです。

	第 6 期			第 7 期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27 年度 2015 年度	H28 年度 2016 年度	H29 年度 2017 年度	H30 年度 2018 年度	H31 年度 2019 年度	H32 年度 2020 年度	H37 年度 2025 年度
高齢者人口	22,564	23,038	23,449	23,204	23,417	23,630	23,493
訪問型サービス利用者（要支援者等）	0	0	570	1,500	1,575	1,654	2,110
通所型サービス利用者（要支援者等）	0	0	825	2,160	2,465	2,813	5,448
介護予防ケアマネジメント利用者（要支援者等）	0	0	821	1,600	1,654	1,710	2,021

※13：終末期のこと。ターミナルケアとは、治癒の可能性のない末期患者に対し延命を行わず、残された時間の苦痛をなくし、その人らしい生活ができるよう、身体的・心理的・社会的・宗教的側面を包括した医療や介護のこと。終末期医療や終末期看護とも呼ばれる。

## 2 包括的支援事業・任意事業の見込み

包括的支援事業の実施拠点となる地域包括支援センターは、現在、市内に2か所設置されており、地域の身近な相談窓口として専門職が相談対応を行っています。今後、後期高齢者人口の増加に伴い、相談対応件数の増加が見込まれます。第7期計画中に東部地域に新設し、3つの地域包括支援センター体制とし、取り組みます。

包括的 支援事業	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
地域包括支援 センター設置数	2	2	2	2	3	3	3
相談対応件数	4,450	5,872	6,000	6,100	6,200	6,350	6,800

任意事業	第6期			第7期			推計
	実績		見込み	推計			
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H37年度 2025年度
家族介護教室 開催回数	9	9	9	9	9	9	9
参加者数(人)	229	220	230	235	240	245	270

## 第5章 介護保険事業費等の実績と見込み

### 第1節 保険給付費の実績と見込み

#### 1 介護サービス・介護予防サービス給付費の実績・見込み

第6期の給付費実績、第7期及び平成37年度の介護サービス・介護予防サービス給付費見込みは、次のとおりです。

#### ◆介護サービス給付費の実績・見込み（平成29年度以降は見込み）

（単位：千円）

居宅サービス	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
訪問介護	209,627	216,927	240,889	263,161	280,317	293,331	374,282
訪問入浴介護	36,257	33,626	30,679	36,313	39,421	40,898	54,469
訪問看護	77,369	83,215	87,939	104,407	112,633	120,288	153,495
訪問リハビリテーション	61,256	63,655	69,775	87,657	91,530	94,378	117,997
居宅療養管理指導	23,344	28,722	33,486	34,864	36,465	37,576	47,575
通所介護	488,287	389,537	381,329	460,456	492,886	523,086	648,977
通所リハビリテーション	412,206	411,440	419,549	480,789	497,274	513,680	635,076
短期入所生活介護	119,830	114,910	133,209	138,352	143,220	148,851	192,676
短期入所療養介護	23,725	20,896	36,959	29,080	30,418	30,418	40,104
福祉用具貸与	122,129	130,946	150,074	151,745	157,978	162,328	207,331
特定福祉用具購入	5,927	5,050	7,679	7,423	7,423	7,423	9,688
住宅改修	15,369	12,495	19,060	18,479	19,501	19,501	24,728
特定施設入居者生活介護	93,674	114,710	115,722	131,683	141,049	148,204	211,281

地域密着型サービス	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	28,547	30,238	22,941	31,368	31,382	31,382	42,331
小規模多機能型居宅介護	4,050	34,634	61,958	35,280	36,864	36,864	46,306
認知症対応型 共同生活介護	77,170	85,360	130,244	117,871	127,173	133,377	133,377
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	89,681	92,140	102,161	98,877	98,921	98,921	98,921
看護小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	144,402	169,104	195,266	213,278	227,580	285,988

施設サービス	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護老人福祉施設	1,449,393	1,387,168	1,426,773	1,470,659	1,489,464	1,510,636	1,526,007
介護老人保健施設	724,574	797,844	768,448	885,826	983,436	1,081,478	1,136,826
介護療養型医療施設及び 介護医療院	180,225	205,838	256,183	260,552	260,650	260,650	260,650

居宅介護支援	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
居宅介護支援	206,892	217,458	236,068	244,191	252,891	260,538	321,065

介護サービス給付費 (I)	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
合計	4,449,532	4,621,211	4,900,230	5,284,299	5,544,174	5,781,388	6,569,150

◆介護予防サービス給付費の実績・見込み（平成29年度以降は見込み）

（単位：千円）

居宅サービス	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防訪問介護	21,422	19,974	16,484	0	0	0	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,753	3,656	3,670	6,214	6,666	6,666	7,819
介護予防 訪問リハビリテーション	7,987	8,974	8,765	9,661	10,087	10,087	11,682
介護予防 居宅療養管理指導	1,242	2,219	2,148	2,409	2,520	2,520	2,936
介護予防通所介護	39,027	49,017	48,281	0	0	0	0
介護予防 通所リハビリテーション	44,910	38,854	34,050	42,058	43,760	44,965	51,450
介護予防 短期入所生活介護	776	482	1,294	839	839	839	1,216
介護予防 短期入所療養介護	75	35	120	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,045	6,511	6,999	8,018	8,353	8,550	9,821
特定介護予防 福祉用具販売	918	791	877	1,276	1,276	1,276	1,841
介護予防住宅改修	5,709	5,571	4,149	8,866	8,866	8,866	11,375
介護予防 特定施設入居者生活介護	7,680	9,232	9,483	8,822	9,424	10,995	15,707

地域密着型サービス	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防認知症対応型 通所介護	113	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型 居宅介護	622	3,199	9,771	4,620	4,623	4,623	5,637
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	1,508	1,509	3,018	3,018

介護予防支援	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護予防支援	18,786	19,530	18,269	17,832	18,585	19,044	21,911

介護予防サービス給 付費（Ⅱ）	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
合計	158,065	168,045	164,360	112,123	116,508	121,449	144,413

総給付費合計	第6期			第7期			H37年度 2025年度
	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	
介護サービス（Ⅰ）+ 介護予防サービス（Ⅱ）	4,607,597	4,789,256	5,064,590	5,396,422	5,660,682	5,902,837	6,713,563

## 2 介護保険事業の第7期給付費総額

第7期計画（平成30年度から平成32年度まで）における介護保険事業の標準給付費見込額は約185億円、これに地域支援事業に係る費用約8億円を加えた総額は約193億円となります。

### ◆標準給付費（円）

	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
総給付費	5,396,422,000	5,660,682,000	5,902,837,000	16,959,941,000
利用者負担見直しに伴う 影響額	3,183,417	5,041,643	5,262,912	13,487,972
消費税率等の見直しを勘案 した影響額	0	67,928,184	141,668,088	209,596,272
利用者負担等見直し後の 総給付費	5,393,238,583	5,723,568,541	6,039,242,176	17,156,049,300
特定入所者介護サービス費等 給付費	252,000,000	264,600,000	277,830,000	794,430,000
高額介護サービス費等給付額	145,800,000	157,464,000	170,061,120	473,325,120
高額医療合算介護サービス費等 給付費	21,777,450	14,950,000	25,044,067	61,771,517
算定対象審査支払手数料	5,023,560	5,375,220	5,751,480	16,150,260
審査支払手数料支払件数	83,726件 60円/件	89,587件 60円/件	95,858件 60円/件	269,171件 60円/件
標準給付費見込額	5,817,839,593	6,165,957,761	6,517,928,843	18,501,726,197

### ◆地域支援事業費（円）

	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
地域支援事業費	249,989,000	287,309,000	298,202,390	835,500,390
介護予防・日常生活支援 総合事業費	128,209,000	137,953,000	148,490,390	414,652,390
包括的支援事業及び任意 事業費	121,780,000	149,356,000	149,712,000	420,848,000

### ◆3年間の給付費総額（円）

H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	合計
6,067,828,593	6,453,266,761	6,816,131,233	19,337,226,587

## 第2節 第1号被保険者の介護保険料

### 1 第7期介護保険料基準額の算定

内 容		合計 H30~32 年度 2018~2020 年度
A	標準給付費見込額	18,501,726,197 円
B	地域支援事業費	835,500,390 円
	サービス給付費総額 (A + B)	19,337,226,587 円

C	第1号被保険者負担相当額 【=サービス給付費総額×23%】	4,447,562,115 円
D	調整交付金相当額	945,818,929 円
E	調整交付金見込額	639,942,000 円
F	介護給付準備基金取崩し見込額	180,000,000 円
G	財政安定化基金取崩しによる交付額	0 円
H	保険料収納必要額 (C + D - E - F - G)	4,573,439,044 円



I	予定保険料収納率	99.0%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数※ 平成 30 年度 24,369 人 平成 31 年度 24,795 人 平成 32 年度 25,114 人	74,278 人
K	保険料基準額 (年額) 【≒ (H ÷ I) ÷ J】	62,400 円
L	保険料基準額 (月額) 【≒ K ÷ 12 か月】	5,200 円

※：所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、事業計画期間における各所得段階ごとの第1号被保険者の見込数に、それぞれの段階の基準額に対する割合を乗じて得た数を合計したものの。

## 2 所得段階別の介護保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定に当たって、第6期計画に引き続き第7期計画においても、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな多段階化及び保険料率設定としました。

### (1) 所得に応じた保険料の多段階化の実施

第7期計画では、第6期計画の保険料多段階設定を基に細分化し、15段階とします。

### (2) 低所得者への保険料軽減

平成27年4月から、住民税非課税世帯のうち特に所得の低い方の保険料の軽減を強化しています。(所得段階第1段階の保険料基準額に対する割合は0.05軽減されています。)

### ◆第6期と第7期の比較

第6期			第7期		
所得段階	対象者	保険料(年額)	所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金 <sup>※14</sup> 受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 <sup>※15</sup> と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	25,200円	第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	25,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	33,600円	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	34,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	40,800円	第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	42,000円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	49,200円	第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	50,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	60,000円 (基準額)	第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	62,400円 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	67,200円	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	70,800円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	69,600円	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	75,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	80,400円	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	86,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	82,800円	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方	92,400円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	102,000円	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上290万円未満の方	104,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	104,400円	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上300万円未満の方	110,400円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	115,200円	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	115,200円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	122,400円	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	121,200円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	130,800円	第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	129,600円
			第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	138,000円

多段階化

※14：明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方又は大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たしている方が受けている年金のこと。

※15：合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、介護保険料の段階の判定では、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。

### ◆ 第 7 期の所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料		
		割合	月額	年額
第 1 段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方	0.404	2,100 円	25,200 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の方	0.558	2,900 円	34,800 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 120 万円を超える方	0.673	3,500 円	42,000 円
第 4 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円以下の方	0.808	4,200 円	50,400 円
第 5 段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が 80 万円を超える方	1.000	5,200 円	62,400 円 (基準額)
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	1.135	5,900 円	70,800 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	1.212	6,300 円	75,600 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	1.385	7,200 円	86,400 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 200 万円未満の方	1.481	7,700 円	92,400 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の方	1.673	8,700 円	104,400 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 300 万円未満の方	1.769	9,200 円	110,400 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	1.846	9,600 円	115,200 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の方	1.942	10,100 円	121,200 円
第 14 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	2.077	10,800 円	129,600 円
第 15 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	2.212	11,500 円	138,000 円

第 7 期あきる野市  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
【概要版】

平成 30 年度～平成 32 年度（2018 年度～2020 年度）  
発行 平成 30 年 3 月 あきる野市  
編集 あきる野市健康福祉部高齢者支援課  
〒197-0814 東京都あきる野市二宮 3 5 0 番地  
Tel : (042) 558-1111 (代) Fax : (042) 558-1172